

順天堂大学 研究データの保存・開示に関する要領

改正 令和 3 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 この要領は、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」第8条に基づき、保存又は開示する研究データ等の内容、保存期間、保存方法及び開示方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1)資料 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料等(文書(実験ノートを含む)、数値データ、画像など)をいう。
- (2)物的試料等 研究成果として発表する論文等に用いられる実験試料、標本、装置などの「もの」をいう。
- (3)研究データ等 本条1号及び2号に定めるものを総称していう。

(保存期間)

第3条 研究データ等の保存期間は、「回答 科学研究における健全性の向上について、日本学術会議、平成 27 年(2015 年)3 月 6 日」に準じて原則として次のように定める。

- (1)資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後、10 年間とする。
- (2)物的試料等の保存期間は、原則として当該論文等の発表後、5 年間とする。
- (3)附属病院における臨床研究の資料の保存期間は、原則として臨床研究の公表後、5 年間とする。
- (4)「人体から取得された試料及び情報等の保管」等の保存期間については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省、経済産業省、令和 3 (2021)年 3 月 23 日制定)」による。但し、保存に係る手順については、「人を対象とする医学系研究に係る試料及び情報等の保管に関する標準業務手順書」による。
- (5)前 3 項の規定にかかわらず、法令又は規程等において別に定めがある場合又は合理的な事情がある場合については、この限りでない。

(研究データ等の保存・管理及び開示義務)

第4条 「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」第1条に定める「教職員等(学生等を除く)」は、合理的な事情がある場合を除き、この規程及び法令又は

他の規程等の規定に基づき、研究データ等を後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存・管理しなければならない。保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

2 「学生等」にあつては、指導教員又は担当教員が前項に基づき研究データ等を保存・管理するものとする。

3 「教職員等(学生等を除く)」は、研究不正に係る調査等のために研究データ等の開示が求められた場合は、開示しないことが合理的であると認められる場合を除き、これに応じなければならない。

(退職等の場合の措置)

第 5 条 研究データ等は、教職員等が退職、他機関への異動等(以下「退職等」という。)した場合にあつても研究データ等を生み出した教職員等は、第3条に定める保存期間において研究データ等を適切に管理しなければならない。

2 教職員等が退職等した場合にあつては、当該研究室等の責任者等は、当該教職員の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該教職員等と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。

3 研究室等の責任者等が退職等した場合には、当該部門長が、前号に準じた措置を講じなければならない。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。